

○瑞浪市障害者計画等推進委員会規則

平成28年12月26日規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市附属機関設置条例（平成28年条例第23号）第3条の規定により、瑞浪市障害者計画等推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害福祉サービスを利用する者 4人以内
- (2) 公募による市民 2人以内
- (3) 障害者を支援する団体に所属する者 2人以内
- (4) 障害福祉関連の業務に従事する者 3人以内
- (5) 障害福祉に関する識見を有すると市長が認める者 2人以内
- (6) 障害福祉に関係する行政機関の職員 2人以内

(任期)

第3条 委員の任期は、瑞浪市障害者計画及び瑞浪市障害福祉計画の策定に関する調査及び審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。